

戦後日本の富裕税

関野満夫

はじめに

1. シャープ勧告と富裕税
 - 1) 所得税最高税率の引き下げ
 - 2) 富裕税による補完
 2. 富裕税の実施
 - 1) 富裕税法の施行
 - 2) 富裕税の課税件数と税収
 3. 富裕税の課税実態
 - 1) 富裕税における財産捕捉と課税財産
 - 2) 富裕税徴収の地域構造
 - 3) 富裕税にみる超富裕者
 4. 富裕税の廃止
 - 1) 富裕税の廃止と背景
 - 2) 富裕税廃止による負担軽減
- おわりに

はじめに

所得税は応能原則に適いかつ優れた税収確保力をもつがゆえに、20世紀以降の現代財政において最も活用されてきた租税である。しかしその一方で、所得税には高い累進税率に対する批判や所得の総合的包括的な捕捉の困難もあって、応能原則を十分に発揮できないことも多い。つまりフローの所得に課税する所得税だけでは、高額所得者・富裕者に対してその経済能力に見合った負担を求めることができない。そこで20世紀以降になると少くない資本主義諸国において富裕者の財産額（ストック）に課税する純資産税を導入する動きがでてきた。日本では、1922年に政府の臨時財政経済調査会答申において、また1937年の馬場税制改革案において所得税を補完する位置づけで富裕者の財産額に課税する財産税が提案されていたが、実現することなく終わっている。そして敗戦後の占領下においてシャープ勧告がその税制改革案の中で純資産税たる富裕税を提案して、1950～52年度の3年度間であるが富裕者に対する純資産税が日本で初めて実施されることになった。本稿はこの富裕税について、その内容とねらい、課税実態と廃止の経緯について

検討しようとするものである¹⁾。本稿の構成は以下のとおりである。第1節では、シャープ勧告文書を中心に所得税最高税率引き下げと富裕税導入のねらいを整理する。第2節では、富裕税の制度・しくみと3年度間における課税状況と税収を明らかにする。第3節では、富裕税の課税実態について課税財産額の内容、富裕税徴収の地域的集中、超富裕者の特徴について検討する。第4節では、富裕税が3年度で廃止された要因と廃止に伴う富裕者の負担変化について明らかにする。

1. シャープ勧告と富裕税

1) 所得税最高税率の引き下げ

1949年8月に出されたシャープ（第1次）勧告（『シャープ使節団 日本税制報告書』）は、敗戦後日本の経済復興（＝資本蓄積）を促進するだけでなく、租税負担の公平や日本社会の民主化、地方自治の強化を求める体系的な税制改革構想であった。とくに所得税については、一方ではキャピタルゲイン（資産譲渡益）を含めた包括的な累進所得税を提言しつつ、他方では戦中・戦後に高くなっていた最高税率を引き下げて、その役割の一部を新税の富裕税で補完するという方向を示した²⁾。そこで本節では、シャープ勧告が当時の日本の所得税制および最高税率をどのように評価していたのか、また所得税最高税率引き下げと富裕税導入の組み合わせに何を期待していたのかを、勧告文書（『シャープ使節団 日本税制報告書』）によりつつ簡単にみていこう³⁾。

まず「勧告」は、日本の所得税率は表面的に極めて累進的であるが、高所得層の合法的な「抜け道」利用によって、累進的負担が実質的に機能していないとして次のようにいう。「現在の日本の所得税制度は、表面的には累進的である。しかし、実際の結果はかなりこれとは違っている。富裕な納税者がいわゆる「抜け道」によって合法的に多額の所得税を免れる幾つかの方法がある。また、われわれの受けた感じでは、最高所得層における法律の執行は比較的無力であって、少なくとも斉一とはいえない。従って、多数の、恐らくは大多数の高額所得者は、累進税率から予想される税額の一部しか納税していないのである⁴⁾。」

1) 戦後日本の富裕税については大蔵省財政史室編（1977b）『昭和財政史 終戦から講和まで』第8巻（租税2・税務行政）、同（1990）『昭和財政史 昭和27-48年度』第6巻（租税）が大蔵省の正史・資料として参照されるべきである。また富裕税に関する論説として、大浦（1978）、梅田（1982）、石倉（2005）、安宅（2008）、矢内（2018）、岸野（2019）がある。

2) シャープ勧告とそれを基礎にした税制改正の経緯については、『昭和財政史 終戦から講和まで』第8巻、第11章～第18章が詳しい。また、シャープ勧告による税制改革構想の評価については、林栄夫（1958）、林健久（1973）、吉岡・兼村・江川（1984）、佐藤・宮島（1990）が参考になる。

3) 『シャープ使節団 日本税制報告書』の引用は、神戸都市問題研究所編（1983）による。以下、『報告書』と略記する。なお訳文の旧漢字や表現は一部修正してある。

4) 『報告書』、55ページ。

その上で「勧告」は、所得税の累進的負担を機能させ税収を確保するためには、最高税率引き下げによる納税者の協力向上と、税務行政の活発化こそが必要であると強調する。「日本の現行最高税率は、納税者の協力および税務執行の現在の水準に照らして、かなり高率すぎるというのがわれわれの結論である。現行税率を引き下げて、納税者の協力を向上せしめることにすれば、これらの高額所得者からより多くの税収を確保することが可能である⁵⁾。」「このような税率の引き下げは、税務行政の執行を活発化させる重大な一石であって、この税務行政の活発化こそ、累進度の大改善を行うべき場合に必要なものである。脱税目的のためにとられているいろいろな手段の有害な効果の方が、現在実施されている最高税率で実際は僅かしか累進の実を挙げていないことに比してより重大である⁶⁾。」

そして、「勧告」は所得税率については表1に示すような税率区分を提示した。従来の20%（所得2万円以下）～85%（500万円超）の14段階から、20%（5万円以下）～55%（30万円超）の8段階への簡素化であり、最高税率の85%から55%への大幅な引き下げであった。この新しい所得税率表作成にあたって「勧告」が目的としたのは次の3つであった。第1に、「新税率によっていかなる名目的な税負担も旧税率による負担を実際超過することを避けること」、第2に、「いうまでもなく必要な歳入を確保すること」、第3に、「高額所得の税率を合理的な税務の執行が実施できる水準まで引き下げておくこと」、であった⁷⁾。

表1 シャウブ勧告の所得税率表

現行税率		勧告税率	
所得区分（千円）	税率（%）	所得区分（千円）	税率（%）
～ 20	20	～ 50	20
20～ 40	25	50～ 80	25
40～ 70	30	80～100	30
70～ 100	35	100～120	35
100～ 150	40	120～150	40
150～ 200	45	150～200	45
200～ 250	50	200～300	50
250～ 300	55	300～	55
300～ 500	60		
500～ 700	65		
700～1000	70		
1000～2000	75		
2000～5000	80		
5000～	85		

出所）大蔵省編（1949）『財政金融統計月報』第2号，52ページ，『報告書』41ページ。

5) 『報告書』，55ページ。

6) 『報告書』，56ページ。

7) 『報告書』，46-47ページ。

表2 所得階層別の課税所得

課税所得階層	税率 (%)	各階層における課税 所得 (10億円, %)	累積額 (10億円, %)
500万円～	55	2.5 (0.2)	2.5 (0.2)
200～500万円	55	7.0 (0.6)	9.5 (0.8)
100～200万円	55	10.8 (0.9)	20.3 (1.7)
50～100万円	55	30.1 (2.6)	50.4 (4.3)
30～ 50万円	55	41.3 (3.6)	91.7 (7.9)
25～ 30万円	50	24.3 (2.1)	116.0 (10.0)
20～ 25万円	50	38.0 (3.3)	154.0 (13.3)
15～ 20万円	45	64.0 (5.5)	218.0 (18.8)
12～ 15万円	40	42.0 (3.6)	260.0 (22.4)
10～ 12万円	35	63.0 (5.4)	323.0 (27.8)
8～ 10万円	30	67.0 (5.8)	390.0 (33.6)
5～ 8万円	25	174.0 (15.0)	564.0 (48.5)
2～ 5万円	20	295.0 (25.4)	859.0 (73.9)
0～ 2万円	20	303.0 (26.1)	1,162.0 (100.0)
課税所得計		1,162.0 (100.0)	
基礎控除・扶養控除	0	938.0	
勤労控除	0	100.0	
計		2,200.0	

出所)『報告書』, 47-48ページ.

なお、高額所得への最高税率が55%に引き下げられたとしても、所得税収の大きな減収にはならないことが強調されていた。「勧告」の提示した資料(表2)によれば、当時の所得総額2兆2000億円のうち基礎控除・扶養控除9380億円、勤労控除1000億円を差し引いた1兆1620億円が課税所得になる。そして最高税率55%適用される30万円超の所得累積額は917億円で、課税所得全体の7.9%である。従来ならこの所得区分には60%～85%の税率が適用されていたはずだが、「勧告」によればこれによる税収減は90億円に満たないとして、次のようにのべている。「ここでは最高税率を55%で止めた。現行税法にあるごとく税率の累進が85%まで高められても、また、このような急激な税率が脱税額を増大しないと仮定しても、それによって得られる追加歳入は90億円以下であることは注目すべきところである。最高税率を85%から55%に引き下げたことは、納税者の協力および賦課徴収の水準を恐らく向上せしめることであろう。それによって階層所得の分布で示される90億円の減収は恐らくもっと少ないものとなるであろう⁸⁾。」

2) 富裕税による補完

シャープ勧告では、所得税の最高税率引き下げは富裕税の導入とセットで構想されていた。この構想の背景にあったのは、一方では、経済復興のために所得税最高税率引き下げが必要だが、

8) 『報告書』, 47ページ.

他方では日本の民主化を促進させるためには戦前のような少数者への富の集中は阻止せねばならず、そのためには富裕税の活用が必要だ、という考えである。

これについて「勧告」は次のように説明する。「しかし、われわれはこの程度の高額所得段階累進率の税制で満足することはできない。累進税制は、僅かに50%または60%を最高率とする所得税にだけしか採用されていないからである。およそ、その名に値するだけの累進税制ならば、経済組織の支配権を少数の富者の手中に集中させる恐れのある膨大な富の集中を、有効に阻止するそなえがなくてはならない。巨富の集中は、日本にとって極めて重大な危険がある。かかる集中を税制によって阻止するの でなければ、彼等は、遅かれ早かれ必ずや再起するであろう⁹⁾。」（下線は引用者）

「ここに提出された課題をもっとも満足させ得る解決方法は、富裕な者の純資産に毎年低率の課税を行うことである。個人の純資産とは、負債を差し引いた資産額である。この税は純資産に対して課される0.5%乃至2.5%または3%の累進税であって、極めて高額な控除をもち、所得税率がたいらになる以上の所で始めて適用されるであろう。この税は、所得税の最高税率の引き下げによって生ずる間隙を埋める効果をもつものである。それは元本に対する租税であるが、軽少であるために、元本をくずして納税にあてる必要はないであろう。納税者は、普通は、この税および国の所得税と地方の所得税（住民税）双方をその年の所得のうちから納税できるであろう¹⁰⁾。」（下線は引用者）

そして、所得税と富裕税の結合は、高い所得税率のみよりも次の5つの点でメリットがあるという。第1に、生産と投資意欲に対する影響がはるかに小さいことである。「富裕税は、所得があろうとなかろうと、または努力がなされようとなされまいと、納められなくてはならない。従って、ある納税者が投資を拒んだり、全力を發揮して働くことを拒んだところで、富裕税の負担を軽減することはできない¹¹⁾。」

第2に、不当な経済力集中を防止する手段として卓越したより適当なものである、ということである。「経済の支配は所得の帰属よりも富の所有に関係が深い。実際、給料または大衆小説の印税等として巨額の所得を受け取ったところで証券またはその他の財産から生ずる同等の所得の場合と同じように、それが、民主主義の存立を危うくするようなことはない。もし富裕税が実施されるとしたならば、資産所得者は、勤労所得者よりも多額の納税をすることになる。従って、税制の効果は、それが最も必要とされるところに集中されることになろう¹²⁾。」

第3に、所得税と地方住民税との調整に関わる問題の解決策になる。「もし、所得税率表に極め

9) 『報告書』, 58ページ.

10) 『報告書』, 58ページ.

11) 『報告書』, 58ページ.

12) 『報告書』, 59ページ.

て高い最高税率が定められる場合には、地方税率をこれに附加すると、総合負担はいよいよ増大して、国または地方の税務行政が壊滅するほどの段階に達することになる。この結果は、限界総合負担が極端に或いは100%を超えるようになってはならないとすると、地方団体が独自の立場から税率を課するという自由は、甚しく制限されることになる。」「しかし富裕税の制度をとることによって国の所得税の最高税率を50%乃至60%に食止めてしかも公平を保つことができるとしたら、かなり高額な地方税を所得に課税しても、総合負担は100%より相当下にとどめることができよう¹³⁾。」

第4に、富裕税は不確実な所得に対しては自動的に軽減されることになり、所得税にはない利点をもつ。「2人の者がいて、各年額100万円の投資所得を有しているが、一方はすべて優良会社の社債または国債に投資しており、他方は将来不確実な投資から所得を得ているとすると、前者のもつ投資の資本価値は、後者のものよりも大きいのである。彼はより多額の富裕税を納めるのであるが、所得税額は同一なのである¹⁴⁾。」

第5に、富裕税は所有資産を有効活用していない富裕者を租税負担に動員し、結果的に資産の有効利用（＝経済成長）を促す効果を期待できる。「富裕税は、何らの所得ももたらさない非生産的な方法で資産を退蔵している者に租税を課して政府の経費を分担させるものである。所得税はこのような経済的な力をもちえない¹⁵⁾。」

さて、このようなメリットをもつ富裕税の最大の困難は、実際に富裕者の純資産を適切に捕捉・評価し、公正・公平に課税できるかという税務行政上の問題である。「勧告」はこれに関してはかなり楽観的であった。次のようにいう。「われわれは、富裕税を実施する際の税務行政上の問題を検討した結果、この租税を採用できぬほど困難な問題は存しないという結論を得た。問題となる点は、富裕税を施行するために何が必要になるかということではなくて、富裕税の実施が60、70、80%にも達する所得税の実施よりも困難であるかという点にある。富裕税は高率な所得税に代るものであって、これに附加されるものではない。もし富裕税が採用できないものであるとするなら、われわれは恐らく（国の）所得税の最高税率を50%乃至55%まで下げるようには勧告しないであろう¹⁶⁾。」

このように楽観視できる理由として、「勧告」は主に次の3点をあげている。第1に、富裕税が課されなくても、富裕者の純資産は毎年計算されるべきである。「富裕な者に対する高率な所得税を実施するには、彼等からその所得額のみならず、財産額の申告をもさせる必要があることは、経験に徴して明らかであるからである。財産の申告は、資産の譲渡所得を申告せずに脱税するこ

13) 『報告書』, 59ページ。

14) 『報告書』, 60ページ。

15) 『報告書』, 60ページ。

16) 『報告書』, 60ページ。

とを防止し、少なくとも閥所得の一部を暴露する¹⁷⁾。」

第2に、他の諸税（地租、家屋税）との関係においても不動産の再評価が必要になっている。「他の税の目的で、すでに多くの資産の評価が必要となっているのであるから、富裕税の施行上必要となるような小規模の評価の追加の如きは比較的容易にできるであろう¹⁸⁾。」

第3に、贈与税、相続税での資産評価を利用できる。「贈与税および相続税を有効に実施するために、あらゆる種類の資産は、相続または贈与によって譲渡される際に正確に評価されることが必要になってくる。これらの評価を資料に利用すれば、富裕税によって生ずる新たな負担は著しく軽減されることになろう¹⁹⁾。」そして、結論として次のようにのべて富裕税実現の税務行政上の困難は小さく、むしろ税務行政全般での相乗効果も期待できることを指摘する。「要するに、富裕税をそれだけで単独に考えると、実施上の困難がその採用を躊躇させるのであるが、しかし、既存制度の附加制度として、また所得税の高税率の代りとして考えれば、富裕税のもたらす実質上の新たな困難の量はむしろ負のものであるかもしれない。のみならず、富裕税のための行政上の努力は、それが費やされただけ、他の税の実施に際して利益となることは確かである。この利益は相互に相通ずるものである²⁰⁾。」

そしてこのような富裕税が成果をあげるために重要なものとして「勧告」が強調するのは、税務当局の熱意と並んで富裕階級の社会認識であったことも注目されよう。「勧告」は次のようにいう。「富裕税の実施は、次の点で高率所得税の実施に似ている。即ち、その成果は好悪の感情なしに執行しようとする税務当局の熱意と、その国の富裕階級の社会認識——富裕階級は現代においては、何れにせよその所得の大部分を、政府支出を通じて社会全体の福祉のために醸出することを要求されており、また、社会を少数者の経済的支配に託すような巨大な財産の蓄積は許されなくなりつつある、ということの認識——の如何によるところが大きいという点においてである²¹⁾。」

（下線は引用者）

さて「勧告」の提起する富裕税は表3のように、純資産額500万円以下を免税として、それ以上

17) 『報告書』、60ページ。

18) 『報告書』、61ページ。

19) 『報告書』、61ページ。

20) 『報告書』、61ページ。この税制上の相互利益については次のように説明している。「例えば、所得税の検査官が、年度当初における納税者の純資産額と翌年度当初の純資産額を比較してみた場合、両者の差額はその年中に受取った贈与額または遺産額（同年中に行った贈与を差し引く）であるか、または同年中の所得額から個人的消費を差引いた残額であるか、もしくは資産自体の価値の変動額と等しくなければならぬのである。このようにして納税者の貸借対照表を毎年作成すれば、彼の贈与および所得の申告が正確であるか否かを照査する上に、すぐれた手段となるであろう。」（同、61-62ページ。）

21) 『報告書』、62ページ。

表3 富裕税の税率

純資産額 (万円)	税率 (%)
～ 500	免税
500～1,000	0.5
1,000～2,000	1.0
2,000～5,000	2.0
5,000～	3.0

出所)『報告書』, 62ページ。

の純資産額に対して0.5%～3.0%という累進税率を課すものであった²²⁾。なお、「勧告」が見積もる富裕税収は20億円程度と少額である。しかし、次のようにのべて今後の日本の経済発展に伴う富の集中を予想すれば、現時点で富裕税を実施しておくべきことを強調していたのである。「この税収入は少なくとも今後数年間は、またここに提案している制限された形をとる限り多額に上ることはないであろう。直接経験がない場合はかかる税収入を充分正確に見積ることは困難であるが、上に勧告した税率では最初は年20億円程度の税収しかならぬかも知れない。しかし、このことだけでは、少数の富裕な納税者にこのような税を課さない理由にはならない。のみならず、日本において経済復興が進むにつれ、高度の集中と蓄積とが次第に顕著になってくることが予想される。富裕税は、主として将来に対して設けるものであるが、その実施の経験によって将来富裕税が完成さるべきであるならば、また、特にかかる富裕税がない場合の唯一の代替物たる最高所得段階における極めて高度の所得税率の歪曲的な経済的効果によって将来への道が妨げられるべきではないならば、富裕税は現在これを実施しなければならないものである²³⁾。」(下線は引用者)

そして、将来的には以下のように富裕税のさらなる強化も展望していたのである。「目下のところ、われわれの勧告は、富裕税には、所得税の最高税率を55%に引き下げる程度にしか重きをおいていない。富裕税について経験が増し、かつ、租税としての重要性が示されるに従って、われわれは、所得税率は45%または50%に引き下げ、富裕税をそれに応じて強化することを勧告する²⁴⁾。」

22) 「われわれは、純資産額500万円以上の者の純資産に対して、毎年、低税率を課することを勧告する。この税を実施して十分の経験が得られるまでの間は、課税されるべき納税者数を少なくするために、控除額を高くしておき、税率を極めて低くしておくべきである。」「従って、1200万円の純資産に対しては、最初の500万円については課税されない。次の500万円については25000円、残余の200万円については2万円、合計税額は45000円であり、平均税率は0.375%である。」(『報告書』, 62-63ページ。)

23) 『報告書』, 63ページ。

24) 『報告書』, 63ページ。

2. 富裕税の実施

1) 富裕税法の施行

1949年8月のシャープ勧告（第1次）を受けて、日本政府では「税制改正に関する基本要綱（1950年1月17日、閣議決定）」が策定された。そして1950年2～4月には抜本的税制改革案として所得税、法人税、富裕税を含む各種税制改正法案が第7国会に提出されそれぞれ成立していった。富裕税法は1950（昭和25）年5月11日の公布・施行となった²⁵⁾。なお、「勧告」文書での富裕税の英語表記は net worth tax（正味資産税）であり、本来ならば「純資産税」ないし「財産税」がふさわしいであろう。富裕税という名称を選択したことについて、当時の大蔵大臣である池田勇人は次のようにのべている。「この時「富裕税」を日本語でどう翻訳するかは、私はだいたい頭を使った。純資産五百万円以上の人について、資産の内容を申告させ、それに課税するという点では、財産税ともいうべきであるが、一方でシャープの報告内容が発表まで厳秘にされたために、世間が非常な関心をよせていたこと、他方で昭和二十一年の三月に実施され、いわゆる封鎖預金などの騒ぎを起した「財産税」が、事前にいろいろな形で、資本の逃避を招いたこと、の二つから、シャープが「財産税」を勧告するという噂ができれば、経済界が混乱することは必至であった。それで、私は「財産税」という名前は避けることとし、最初「富有税」という名前を考えたが、「富有」というのは、柿の名前のようにもあり、たまたま「裕」という字が常用漢字に残っているのを知って、「富裕税」とした²⁶⁾。」

富裕税法の基本的骨格（税率、免税点など）はシャープ勧告を反映している。以下、同法に基づく富裕税のしくみを簡単にみていこう²⁷⁾。

- ① 納税義務者. 毎年12月31日現在で日本国内に住所を有し、又は1年以上居住する個人。上記に該当しなくても課税時期に日本国内に財産を有するものも含む。
- ② 課税価格. 課税時期において有する財産価額から、課税時期において現に存する債務（財産に関わる公租公課を含む）の金額を控除した金額。つまり、純資産額が課税対象になる。
- ③ 免税点. 課税価格が500万円以下である時は課税しない。
- ④ 税率. 課税価格の等級に応じて0.5%（500万円超）、1.0%（1000万円超）、2.0%（2000万円超）、3.0%（5000万円超）の超過累進税率。（表3参照。）

25) シャープ勧告（第1次）を受けての税制改正の内容と経緯については、『昭和財政史 終戦から講和まで』第8巻（租税2・税務行政）、第14章「昭和25年度予算に関する税制改正」が詳しい。

26) 池田（1999）、260-261ページ。

27) 富裕税法令については、『昭和財政史 終戦から講和まで』第8巻（租税2・税務行政）、「付属資料」、578-598ページ、参照。

⑤ 同居親族. 同居親族については、その課税価格を合算し、その総額について免税点および税率を適用する。

⑥ 財産評価. 課税時期における財産評価は原則として時価による。

⑦ 納税申告. 課税価格が500万円を超える納税義務者は、翌年2月末までに課税価格、富裕税額等の申告書を納税地税務署に提出する。

さてここで、敗戦直後の1946年に実施された財産税と1950年に導入された富裕税を比較しておこう。両税は富裕者の純資産額に課税するという意味では同じであるが、そのねらいと本質は根本的に異なっている。財産税は、①戦時債務の償却など敗戦直後の深刻な財政危機に対処することを目的に、②富裕者の純資産額に1回限り課税する臨時的な租税・税収であり、税率も25%～90%という極めて高い累進税率を備え、④結果的に富裕者が課税資産を取り崩して納税することを想定する、いわば実質的な一般財産税である。一方、今回の富裕税は、①所得税最高税率の引き下げを補完して、一部富裕者への富の集中を抑制することを目的に、②富裕者の純資産額に毎年恒常的に課税する経常的租税・税収であり、③税率も0.5%～3.0%という軽度の累進税率にとどまり、④富裕者が所有財産を取り崩すことなく自身の経常的所得から納税することを想定しており、いわば名目的な一般財産税である²⁸⁾。

財産税（実質的財産税）と富裕税（名目的財産税）の本質のちがいは、大蔵省がそれぞれの法案提出時に作成した税額見込の資料からも判断することができる。財産税（1946年）では、免税点が10万円と低かったこともあって、課税対象になったのは51.2万世帯（国内総世帯数の3.5%）、控除額を除いた課税財産価額1281億円に対して財産税額435億円となり、平均負担率は34.0%にもなっていた²⁹⁾。つまり、財産税は所有財産を処分しての納税が求められる実施的財産税であった。

一方、富裕税額の見込（1950年度）では、免税点が500万円と比較的高くなったこともあって、課税対象は4.5万人の財産価額4573億円、控除額2255億円を差し引いた課税価格は2318億円で算出富裕税額26.5億円、平均負担率1.14%というものであった³⁰⁾。つまり富裕税は、高額財産所有者の経常的所得もしくは所有財産の平均的運用（収益率5～10%）による所得から十分に支払うことができる負担水準であり、名目的財産税として位置づけられていたのである。

28) 一般財産税における名目的財産税と実質的財産税のちがいについては、渡辺（1955）、241-253ページ、を参照されたい。

29) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第7巻（租税1）、177ページ。

30) 大蔵省主計局（1950）『国の予算』昭和25年度、465ページ、参照。なお1950年度の富裕税額の推計は、①財産税の課税実績に基づき、②財産税の課税価額から納付した財産税額（物価調整済み）を差し引き、③これに財産価格上昇率12.35倍を適用し、さらに実質的な財産増加10%があったと見込み、推計したという。（同上。）

2) 富裕税の課税件数と税収

それでは富裕税は現実にはどのような課税件数で、どの程度の税収をあげていたのであろうか。後述するように富裕税は1952（昭和27）年度をもって廃止されたために、富裕税が実際に課税されたのは1950～52年度の3年度にすぎない。なお遅れて納税された分もあるので富裕税収そのものは1956年度まで計上されていた。

そこで表4によって富裕税の課税件数と税収を確認しておこう。まず指摘すべきは、初年度の課税実績は予想よりも大幅に下回っていることである。前述のように1950年度予算の当初予定では、富裕税は4.5万人に課税して26億円強の税収見込であった。しかし現実には1950年度は2.6万人（1.4万世帯）への課税で6.5億円の税収にとどまっていた。新税であり申告納税である富裕税の課税は必ずしも順調に開始されなかったことがわかる。それでもその後、課税人員・世帯と税収は次第に増加しており、1952年度（本年分）には課税人員4.8万人、課税世帯3.0万件、税収規模22.7億円へと当初予想に近づいていった。

ただ、富裕税の税収規模は租税収入（一般会計）全体の中では極めて限定的な存在であった。表5は、1950～53年度の一般会計租税収入（決算額）の推移を示したものである。富裕税収入は租税収入の0.1～0.3%程度のシェアしか示していない。富裕税収が最大であった1952年度でみても所得税2699億円（38.7%）、法人税1860億円（26.8%）、酒税1393億円（20.0%）に対して富裕税は22億円（0.3%）という小さな存在であった。もっとも「小さな税収規模」というのは、シャープ勧告のねらいや富裕税の制度設計からすればある意味では当然の結果ではある。

次に表6は富裕税の課税状況（1952年度・本年分）を財産額別（課税価格階級別）にみたものである。この表からは次のことがわかる。第1に、富裕税が課税されているのは4.8万人、3.0万件（世帯）であり、これは国内総世帯数（1742.5万世帯³¹⁾）の0.17%に相当する。つまり、純資産500万円超を所有する富裕者として捕捉・課税されたのは国内総世帯の0.2%弱であった。

表4 富裕税の課税状況

年度	件数		人員		税額（100万円）		
	本年分	既往年分	本年分	既往年分	本年分	既往年分	小計
1950	14,452	—	26,081	—	653	—	653
1951	18,083	8,586	31,050	14,526	957	173	1,130
1952	29,999	13,036	47,929	22,410	2,274	344	2,618
1953	23,587		38,353		761		
1954	1,125		1,808		174		
1955	429		621		78		
1956	185		298		83		

出所)『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻（統計）、294ページ。

31) 『国税庁統計年報書』昭和27年度、7ページ。

表5 一般会計租税収入（決算額）
（100万円）

税目	1950年度	1951年度	1952年度	1953年度
所得税	220,134	225,672	269,919	292,294
法人税	83,790	183,381	186,008	198,882
相続税	2,694	2,881	2,764	3,378
富裕税	516	962	2,233	1,143
酒税	105,376	122,830	139,290	140,252
砂糖消費税	748	7,144	21,119	36,255
物品税	16,500	15,233	20,580	25,509
関税	1,626	12,441	21,221	30,260
揮発油税	7,372	9,016	15,120	20,478
合計	447,185	593,508	695,237	763,797
富裕税 / 税収	0.115%	0.162%	0.321%	0.149%

注) 主要税目のみ計上した。合計にはその他の税目も含む。
1950年度の関税にはとん税も含む。

出所)『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻（統計），259
ページ。

表6 富裕税の課税価格階級別（1952年・本年分）
（下段は構成比：％）

課税価格区分	件数	人員	課税価格 (100万円)	税額 (100万円)	負担率 (%)
500～1000万円	19,738	29,590	135,307	183	0.14
1000～2000万円	7,487	13,151	101,356	452	0.45
2000～5000万円	2,287	4,334	65,637	683	1.04
5000万円～	487	944	44,362	953	2.15
合計	29,999	48,019	346,662	2,272	0.66
500～1000万円	65.8	61.6	39.0	8.1	—
1000～2000万円	25.0	27.4	29.2	19.9	—
2000～5000万円	7.6	9.0	18.9	30.1	—
5000万円～	1.6	2.0	12.8	41.9	—
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—

注) 数値は四捨五入しているため、合計が合わないところもある。
出所)『国税庁統計年報』昭和27年度，258-259ページ，より作成。

第2に、この富裕層全体が所有する純資産額（課税価格）3466億円に対する富裕税は22.7億円であり、平均負担率は0.66%であった。富裕税率は0.5%～3.0%の累進税率であるが、1世帯当り500万円の控除（免税点）があり全体で1500億円（500万円×3万世帯）が課税価格から控除されるため、このように平均負担率は低くなっている。

第3に、富裕層（富裕税納税者）の中でも負担水準の差は小さくない。純資産5000万円超の超富裕層（487世帯）は人員で2.0%、世帯数で1.6%であり、課税価格でも12.8%にすぎないが、富裕税額では41.9%を占めており、負担率も2.15%になる。一方、純資産1000万円以下の一般的富裕層は人員で65.8%、世帯数で61.6%を占め課税価格でも39.0%のシェアをもつが、富裕税額では8.1%を

占めるにすぎず、負担率も0.14%とかなり低くなっている。このように富裕税は、富裕者の中では軽度とはいえ一定の累進的負担をもたらしていたことは確認できよう。

3. 富裕税の課税実態

1) 富裕税における財産捕捉と課税財産

前節では富裕税の実施（1950～52年度）と課税状況を確認した。そこで本節では富裕税の課税実態についてもう少し詳しくみておこう。具体的には、第1に、富裕税は富裕層のいかなる財産を捕捉し課税していたのか（または課税できていないのか）という課税財産の問題である。第2は、富裕税徴収の地域的集中・偏在であり、いわば富裕税＝富裕者課税に表れた復興期日本の地域経済力格差の問題である。第3は、富裕税納税者ベストテンにみられる当時の超富裕者の構成である。シャープ勧告では敗戦後日本における「少数者の経済的支配」の復活を懸念していたが、富裕税には当時の経済的支配層の実態の一端をみせることになるからである。

それでは、まず富裕税における財産捕捉と課税財産額の内容を検討していこう。富裕税は申告納税であるがその効果的な実施にあたっては当然ながら、課税対象としての富裕者の特定と課税財産の捕捉および評価額の算定が最も重要なこととなる。これについては1946年度に実施された財産税の課税実績や所得税での高額納税者、固定資産税の課税台帳などが積極的に利用されていたようである。ちなみに『昭和財政史 終戦から講和まで』第8巻（租税2・税務行政）では、当時の富裕税をめぐる税務行政の一端を次のように総括している。長くなるが興味深いので引用しておこう。「富裕税の施行に当たって税務当局のなすべき最初の仕事は、納税義務者のめどをつけ、それに対して新税に関するPRを行ない、申告の勧奨、指導を行なうことであったが、その対象者の抽出のために財産税の課税実績が活用され、また高額所得者がその対象に選ばれた。富裕税の免税点は五〇〇万円であったが、たとえば東京国税局では、財産税における財産課額が五〇万円以上の者または二五年分の七月予定申告の総所得金額が七〇万円以上の者を調査対象として選定し、その他補足的に固定資産税の課税台帳などから資料が収集された。富裕税の申告については財産の評価が難物であり、当然税務当局による個別的な申告指導がなされた。そして申告期限後全納税義務者について調査がなされ、申告の是否認等の処理がなされたが、その際財産税の課税実績、固定資産税の課税台帳（ないし当時なお税務署が保管していた土地台帳の名寄せ帳）記載の資産の明細などがベースとなり、さらに前年度所得による財産増加状況等がチェックされた³²⁾。」

それでは実際に富裕税の課税対象となった財産価額とは、どのような規模と構成内容であったのだろうか。表7は富裕税が実施された1950～52年度での課税された財産価額を種類別に示し

32) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第8巻（租税2・税務行政）、48-49ページ。

表7 富裕税の課税財産価額・構成比の推移
(億円, %)

	1950年度	1951年度	1952年度
宅地	348	467	884
田畑	11	14	29
山林	46	33	56
家屋	362	489	807
立竹木	95	133	252
預貯金	57	79	123
債権	114	151	207
株式	330	482	1,105
出資	72	83	132
事業用動産	157	183	233
書画骨董	8	10	13
家庭用動産	10	17	32
その他とも合計	1,703	2,271	4,080
控除後の差引課税価格	1,375	1,860	3,467
構成比	1950年度	1951年度	1952年度
宅地	20.4	20.6	21.7
家屋	21.2	21.5	19.8
株式	19.4	21.2	27.1
債権・出資	10.9	10.3	8.3
預貯金	2.9	3.5	3.0

出所)『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計),
295ページより作成.

たものである。この表からは次のような点が指摘できる。

第1に、財産価額に占める宅地および家屋という不動産のシェアは41～42%に達しており、富裕層の財産額の主要部分を占めていたことがわかる。ここには、宅地・家屋という不動産はいわゆる表現財産であり財産の捕捉と評価が比較的容易であること、また戦後復興に伴う不動産価格上昇と富裕層への不動産集中も反映していると考えられる。

第2に、株式および債権、出資という企業経済的な資本が財産価額の30～35%を占めていることを注目される。とくに株式のシェアは19%（1950年度）から27%（1952年度）へと8ポイントも増加しており、ここには経済復興に伴う株価上昇が反映している³³⁾。また、株式については、株主名簿に登録される株式の捕捉が通常の税務調査によって比較的容易になされてもいたと考えられる³⁴⁾。

第3に、財産価額に占める預貯金のシェアは3%前後であり極めて小さくなっている。結局、

33) 東証株価指数(全銘柄:1968年1月4日=100)をみると、年平均で1950年11.51, 1951年14.60, 1952年23.82へと2倍に上昇している。(『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計), 607ページ, 参照.)

34) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第8巻(租税2・税務行政), 330ページ, 参照.

富裕税における財産価額の7～8割は土地・家屋という不動産と株式等の経済資本であったことがわかる。

なお富裕税課税における預貯金のシェアの小ささは、財産税課税のケースと比較すると極めて特徴的である。表8は、財産税と富裕税の財産価額の構成比を比較したものである。財産税においては預貯金のシェアは28.3%もあり、不動産（宅地・家屋）とほぼ同水準であった。これには財産税の実施前に、当時の急激なインフレ進行・経済危機に対処するための金融緊急措置（1946年2月17日）が発出され、富裕層の預貯金、株式等の強制的捕捉が実行されたことが大きい。つまり、「金融緊急措置令」、「日本銀行預入令」、「臨時財産調査令」という3本の緊急勅令の下で、新旧銀行券の強制切り換えと預金封鎖が行なわれる一方、預貯金・公社債、株式、手形、小切手等をすべて税務署に申告させ、申告のないものは権利行使、譲渡等ができないことになったのである³⁵⁾。

これに対して富裕税徴収の際には、富裕者の預貯金調査は厳密には実施されなかった。富裕税法第36条では、会社、金融機関等に対して株式、信託財産、預貯金等について権利者ごとの調書提出義務を課しており、富裕税の最初の申告期限を控えた1950年12月15日付には調書に関する大蔵省令も出されていた。しかし、当時の池田勇人大蔵大臣が経済界への影響を心配してその再検討を命じて、その翌日、省令の関係規定が削除されたため、調書提出の法律条文は空文化してしまった。また、国税庁も貯蓄増強の必要性を考慮して、富裕税での預貯金調査にあたっては納税

表8 財産税、富裕税の主要財産別価額構成
(%)

	財産税	富裕税
宅地	10.0	21.7
田畑	7.8	0.7
山林	2.1	1.4
家屋	17.9	19.8
立竹木	4.2	6.2
有価証券・出資	12.0	30.3
預貯金	28.3	3.0
事業用動産	5.0	5.7
家庭用動産	3.4	0.8
書画骨董	0.8	0.3
その他とも計	100.0	100.0
価額（億円）	1,361	4,080

注) 財産税は1946～52年度の合計額、富裕税は1952年度の財産価額

出所) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻
(統計)、283、295ページより作成。

35) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第8巻（租税2・税務行政）、326-330ページ、参照。1946年11月20日施行の財産税法では、財産評価額は1946年3月3日現在のものに設定された。しかし、財産税の一般申告期限は1947年1月末日、納付期限日は同年2月末であり、急激なインフレ下のこの徴税の遅れは、富裕者への財産税の実質負担を相当に軽減してしまったことも事実である。（同上、参照。）

義務者についてのみ行ない、金融機関に対する調査は原則として控えることにした、という³⁶⁾。かくして、富裕税の財産価額においては、財産税の場合とは異なり、富裕者の預貯金については十分に捕捉されていなかったのである。

2) 富裕税徴収の地域構造

富裕税は純資産500万円超の富裕者（世帯）が納税する。富裕税が多く徴収される地域は富裕者（財産家）が多く居住していることの結果であり、それだけ地域の経済成長力が高いことを示しているといえる。それでは富裕税はどのような地域から徴収されていたのであろうか。表9は1952年度の富裕税徴収額（本年分）での上位5都府県の世帯数、課税件数、税額の全国シェアを示したものである。ここからは次の3点が指摘できる。

第1に、上位5都府県は東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫という大都市であり、富裕者は大都市に集中していた。この5都府県は世帯数では27%のシェアにすぎないが、富裕税の件数（課税世帯数）の47%、富裕税額の57%を占めていたのである。

第2に、大都市の中でも東京のシェアは突出していた。東京は世帯数シェアでは10%弱であるが、富裕税件数の20%、富裕税額の27%強も占めていた。

第3に、関西の2府県（大阪、兵庫）は合算すると、世帯数シェアで10%強であるが、富裕税件数の16%弱、富裕税額の20%弱を占めており、東京に次いで富裕者が多かったことを示している。

さて、富裕税は富裕者の財産額（ストック）に課税される租税である。一方、富裕者はその所有財産をもとに配当、賃貸料、事業収益など多額のフローの所得を発生させているはずであり、その大半は申告所得税の所得額として計上されてくる。そこで表10で、申告所得税の地域別所得額（1952年度）をみてみよう。同表によれば上位5都府県（東京、大阪、愛知、兵庫、福岡）合計の全国シェアは所得金額で32%、納税人員で27%である。その中で、最高所得層たる500万円超所得者

表9 富裕税の上位5都府県（1952年度・本年分）

	世帯数		課税件数		富裕税額	
	千世帯	%	件	%	百万円	%
東京都	1,716	9.8	6,056	20.2	626	27.5
神奈川県	572	3.3	1,305	4.4	87	3.8
愛知県	716	4.1	1,850	6.2	140	6.2
大阪府	1,006	5.8	2,916	9.7	245	10.8
兵庫県	772	4.4	1,868	6.2	208	9.1
小計	4,782	27.4	13,995	46.7	1,306	57.4
全国計	17,425	100.0	29,999	100.0	2,273	100.0

注) 数値は四捨五入しているので、合計が一部あわないところがある。
出所) 『国税庁統計年報書』昭和27年度, 7, 260-261ページより作成。

36) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第8巻（租税2・税務行政）、489ページ、参照。

をみると納税人員の64%、所得金額の62%を大都市の5都府県が占めていた。またそれに次ぐ高所得層（200～500万円）でも納税人員、所得金額の58%を占めていた。つまり、富裕税にみられる富裕者および財産額の大都市への地域的集中が、申告所得額とりわけ高額所得層での所得額の大都市への地域的集中に表れているといえよう。

表10 申告所得税の地域別所得・納税人員数（1952年度）
（百万円、%）

	申告所得税者全体		500万円超所得者		200～500万円所得者	
	所得金額	千人	所得金額	人	所得金額	人
総計	754,964	2,916	10,011	921	17,169	5,988
東京都	86,216	247	2,300	280	5,041	1,739
大阪府	47,959	156	877	77	1,555	533
愛知県	38,969	146	626	77	1,116	397
兵庫県	33,718	128	672	75	1,461	508
福岡県	33,464	118	1,743	78	846	281
小計	240,326	795	6,218	587	10,019	3,458
東京都	11.4	8.5	23.0	30.4	29.4	29.0
大阪府	6.4	5.3	8.8	8.4	9.1	8.9
愛知県	5.3	5.0	6.3	8.4	6.5	6.6
兵庫県	4.5	4.4	6.7	8.1	8.5	8.5
福岡県	4.4	4.0	17.4	8.5	4.9	4.7
小計	31.8	27.3	62.1	63.7	58.4	57.7

注) 下段は構成比。

出所) 『国税庁統計年報書』昭和27年度、61-63ページより作成。

表11 富裕税上位5県・下位5県の税徴収額の全国シェア（1952年度）（%）

都道府県	富裕税	給与所得税	申告所得税
東京都	27.51	26.49	13.92
神奈川県	3.81	6.79	4.23
愛知県	6.17	4.94	5.67
大阪府	10.76	12.59	8.35
兵庫県	9.14	5.96	4.01
小計	57.39	56.77	36.18
岩手県	0.29	0.68	0.82
青森県	0.23	0.49	0.79
山梨県	0.20	0.27	0.51
香川県	0.19	0.46	0.82
高知県	0.21	0.30	0.68
小計	1.12	2.20	3.62
税額（億円）	26.2	1,666.4	809.7

注) 富裕税は1952年度・本年分税額でのシェア。給与所得税には退職所得税も含む。

出所) 『国税庁統計年報書』昭和27年度、26-27、106-107、260-261ページより作成。

さらに、富裕税に表れる大都市と地方農村の格差をみてみよう。表11は富裕税徴収額（1952年度）の上位5県と下位5県の富裕税、給与所得税、申告所得税の税額全国シェアを比較したものである。まず富裕税のシェアをみると、大都市5都府県は全国の57%を占めているのに対し、下位5県はわずか1%を占めるにすぎない。また所得税のシェアを比較すると、大都市5都府県では富裕税、給与所得税がともに57%で申告所得税の36%をかなり上回っている。逆に地方5県では申告所得税が3.6%で比較的高く、給与所得税2.2%、富裕税1.1%を上回っている。この背景には、一般に個人所得税でも給与所得税は企業・会社従業員の所得が中心であり、資本主義的経済活動の規模が反映されて大都市のシェアが大きいこと、他方、申告所得税は自営業・農家所得が中心であり、地方農村県での所得税の主体になっていた、ということがある。いずれにせよ富裕税は、給与所得税と並ぶほど、大都市部に集中して徴収されていたのである。

3) 富裕税にみる超富裕者

富裕税の課税実態として最後に、表12～表14で1950～1952年度における富裕税納税者の申告財産額ベストテンをみてみよう。財産額ベストテンに入る超富裕者の多くは石炭業、タイヤ・ゴム、電器など戦後経済復興の中で成長した産業の会社経営者・創業者であることがわかる。なお表15で示す1946年度の財産税納税時の高額財産家ベストテンでは旧財閥家族、地方素封家（財産家）など伝統的富裕者が中心であったことに比べると、富裕税では実業界での経営者が中心になってきたことは特徴的である。また、富裕税での申告財産額ベストテンの財産規模も1950年度1.2～2.4億円から1952年度2.8～8.2億円へと3倍程度も拡大しているが、これはこの間の株価上昇、不動産価格の上昇など経済の復興・成長を反映したものであろう。

表12 富裕税の申告ベストテン（1950年分）

氏名	住所	職業	課税価格 (百万円)
石橋徳次郎	久留米市	日本ゴム社長	246
石橋正二郎	東京都	日本タイヤ社長	232
住友吉左衛門	芦屋市	無職	197
古谷博美	宇部市	鋳業	180
石橋幹一郎	久留米市	日本タイヤ重役	179
伊藤豊次	札幌市	土木請負	165
乾 豊彦	芦屋市	乾汽船社長	151
御木本幸吉	三重県	真珠養殖	150
岩崎孝子	東京都	無職	133
辰馬吉男	西宮市	但馬汽船社長	128

出所)『日本経済新聞』1951年4月3日付。

表13 富裕税の申告ベストテン（1951年分）

氏名	住所	職業	課税価格 (百万円)
古谷博美	宇部市	石炭業	475
住友吉左衛門	神戸市	無職	264
諸戸精文	桑名市	林業	185
松下幸之助	大阪市	松下電器社長	160
中部兼市	下関市	大洋漁業社長	157
御木本幸吉	三重県	会社重役	141
黒木禎次郎	東京都	電信機製造業	139
西田隆男	福岡県	石炭業	137
伊藤豊次	札幌市	会社重役	137
上田清次郎	福岡県	石炭鉱業	135

出所)『日本経済新聞』1952年5月2日付。

表14 富裕税の申告ベストテン（1952年分）

氏名	管轄 国税局	職業	課税価格 (百万円)
松下幸之助	大阪	松下電器社長	822
石橋正二郎	東京	ブリジストンタイヤ社長	813
古谷 博	広島	石炭鉱業	426
住友吉左衛門	大阪	不動産貸付	390
阪本栄一	大阪	阪本紡績社長	369
山岡康人	大阪	山岡内燃機副社長	367
諸戸精文	名古屋	林業会社重役	318
南 俊二	東京	大阪造船社長	298
諸井貫一	関東信越	秩父セメント社長	293
岡崎真一	大阪	同和火災社長	288

出所)『日本経済新聞』1953年4月16日付。

表15 財産税の申告ベストテン（1946年度）

氏名	住所	課税価格 (百万円)	財産税額 (百万円)
住友吉左衛門	兵庫	120	106
三井高公(外3人)	東京	62	54
岩崎久彌	東京	48	42
廣海二三郎(外4人)	石川	42	36
岩崎彦彌太(外5人)	東京	41	36
服部玄三	東京	37	32
板谷宮吉(外2人)	北海道	37	32
細川護立(外1人)	東京	35	30
和田久左衛門(外3人)	兵庫	34	30
中野重孝(外3人)	新潟	32	27

注) 1947年6月12日, 大蔵省発表。

出所)『昭和財政史 終戦から講和まで』第8巻(租税2・
税務行政), 337ページ。

4. 富裕税の廃止

1) 富裕税の廃止と背景

富裕税はシャープ勧告を受けて1950（昭和25）年度税制改正によって導入されたものの、早くも3年後の1953（昭和28）年度税制改正によって廃止されてしまう。1953年度の税制改正は「シャープ勧告の大修正」ともいわれ、富裕税の廃止だけでなく、有価証券のキャピタルゲイン課税の廃止などによる所得税の総合課税の骨抜きもなされていた³⁷⁾。

富裕税は第16回国会（1953年5月～8月）に提出された「富裕税法を廃止する法案」によって廃止された。同法案要綱によれば、1. 富裕税法の施行状況にかんがみ、租税負担の調整と税制の簡素化とを図るため、昭和28年分（昭和29年2月に納付すべき分）から富裕税を廃止するものとする、2. 昭和28年8月1日から施行すること、ということであった。また、富裕税廃止にもなって所得税の最高税率は55%から65%に引き上げられることになった³⁸⁾。

それでは富裕税がこのように短期間で廃止された原因はどこにあったのであろうか。これについては、当時の大蔵大臣や主税局長による富裕税やシャープ税制についての総括・回想を聞いてみよう。

大蔵大臣（在任1949年2月～52年10月）であった池田勇人は、1952年8月に出版した著書において次のようにのべていた。「まず、資産課税である相続税、富裕税については、根本的なやり直しが必要だと思う。富裕税は、理論的には長所もあるが、実際問題としては、所得課税が立法的にも、行政的にも、極めて未完成である時期に、この種の税を実施することは、徒に手数を要するだけで、その真の機能を発揮するわけにはいかないと思っている³⁹⁾。」また、次のようにものべる。「金持ちには富裕税を課すという勧告をしたが、この税は、当時私が警告したとおり、「鬼面人を驚かす」効果を挙げた程度で、今日に至っても徴税費と徴収する税金が、どっちこちで、資本蓄積上の弊害はいうにおよばず、結局、学者の良心を満足せしめただけであった⁴⁰⁾。」

また主税局長（在任1947年12月～52年12月）であった平田敬一郎は1978年7月時点の回想でシャープ税制の大修正について次のようにのべていた。「変えた点は幾つかありますが、一つは、富裕税を三年ほどやってみたのだけれども、結局、預金利子その他の総合課税が無理になったことと関連して、なかなか全財産を適正に把握することはできないし、収入も大したことはないという

37) シャープ勧告以降の税制改正の経緯については、『昭和財政史 昭和27-48年度』第6巻（租税）、第1章、参照のこと。

38) 『昭和財政史 昭和27-48年度』第6巻（租税）、38-39ページ。

39) 池田（1999）、134ページ。

40) 池田（1999）、360ページ。

ので、富裕税をやめて、所得税の最高税率を上げてもとに戻した。それから所得税の総合課税を、むしろ資本の蓄積なり経済の復興が大事だということで緩和して、理想的な所得税制度から言ったら骨抜きにしちゃったわけです。そのほか幾つかのシャープ勧告を改めるようなやり方——譲渡所得税の課税も大分緩和したのではなかったのですか⁴¹⁾。」「以前からの主税局的な考え方で、理想的な直接税のモデルをシャープ勧告で一遍やってみたのを、二、三年でひっくり返したということになって、どうもぼくも少し気が進まないところもあったが、さっき言いましたように、やっぱり単に税制だけりっぱでも、経済がうまくいかんといけないのではないかということ相当強く考えた結果、そういうことになってシャープ勧告を変えてしまったわけです⁴²⁾。」

さらに、平田の次の主税局長（在任1952年12月～56年7月）である渡辺喜久造は、その著書（1955）で富裕税が廃止された理由として、以下の3点をあげていた。①土地、家屋、山林など外部から容易に見えるものは課税も容易であるが、預貯金や無記名債権などはとらえにくく、一般的に評価も困難であって、課税上公平が難しい。②富裕税は空地、空家など現在の無収益財産にも課税されて、その収益的活用が期待されたが、実際にはその活用は困難である。結局、無収益財産への課税は納税者の財産を食いつぶすことになって、課税に無理が生じる。③財産を調査・評価することが難しく、徴税費がかさむ割には税収があまりあがらない⁴³⁾。

このように、当時の大蔵省・徴税当局者からみると富裕税は、①財産の調査・評価が容易ではなく公平な租税負担が難しいこと、②徴税の手間、コストの割には税収規模が小さいこと、③経済成長、資本蓄積の観点からも望ましい租税ではない、と判断されていたのである。

なお、1953年度税制改正における所得税での有価証券のキャピタルゲイン課税の廃止の理由も、富裕税のケースと似たところがあった。つまり、キャピタルゲイン所得はあくまで納税者の申告に基づいていたため、納税者番号などの制度的基盤を欠いた下で大部分は課税を逃れていた。キャピタルゲイン所得を十分に捕捉できていなかったのである。その結果、実際のキャピタルゲイン課税による税収規模は小さく、課税廃止による減収は1958年度見込で11.6億円、申告所得税収の1.56%にすぎなかった、という⁴⁴⁾。

2) 富裕税廃止による負担軽減

さて、富裕税廃止との関係で所得税の最高税率が再び引き上げられることになった。表16は所得税率の推移を示している。1950年には50万円超の所得に対して最高税率55%が適用されてい

41) 平田・忠・泉（1979）、519ページ。

42) 平田・忠・泉（1979）、519-520ページ。

43) 渡辺（1955）、247ページ。

44) 『昭和財政史 昭和27-48年度』第6巻（租税）、36ページ。

た⁴⁵⁾。また、その後の物価上昇と減税政策もあって1952年には200万円超の所得に対して最高税率55%が適用されていた。そして富裕税が廃止された1953年には60%（300万円超）、65%（500万円超）というより高い税率が適用されるようになった。

この富裕税廃止と所得税最高税率引き上げは、高額所得者の租税負担にどのような影響をおよぼしたのであろうか。表17は第15回国会での所得税法改正に向けて大蔵省主税局が作成した資料である。同資料では富裕者（Ⅰ～Ⅳ）が、財産価格1000万円、5000万円、1億円、5億円の財産を所有して、それぞれその財産を利回り1割で活用して所得100万円、500万円、1000万円、5000万円を獲得することを想定している。現行の富裕税・所得税の負担合計額に比べると、改正案（富裕税廃止、所得税最高税率引き上げ）では各ケースとも負担額は減少する。しかし、その負担減少率

表16 所得税率の推移

1950年		1952年		1953年	
課税所得	税率	課税所得	税率	課税所得	税率
～50千円	20%	～80千円	20%	～20千円	15%
50～80	25	80～120	25	20～70	20
80～100	30	120～200	30	70～120	25
100～120	35	200～300	35	120～200	30
120～150	40	300～500	40	200～300	35
150～200	45	500～1000	45	300～500	40
200～500	50	1000～2000	50	500～1000	45
500～	55	2000～	55	1000～2000	50
				2000～3000	55
				3000～5000	60
				5000～	65

出所)『昭和財政史 昭和27-48年度』第6巻(租税), 29ページより作成。

表17 高額事業所得者の負担調べ(利回り1割の場合) (万円)

	ケースⅠ	ケースⅡ	ケースⅢ	ケースⅣ
財産価格	1,000	5,000	10,000	50,000
所得金額	100	500	1,000	5,000
富裕税額	2.5	72.5	222.5	1,422.5
所得税額	36.7	251.2	526.2	2,726.2
計(A)	39.2	323.7	748.7	4,148.7
所得税の増減税額	-0.5	+9.1	+58.5	+458.8
富裕税を含めた総軽減額(B)	-3.0	-63.4	-163.7	-903.7
B/A(%)	-7.6	-19.5	-21.9	-23.3

注)大蔵省主税局「第15回国会所得税法の一部を改正する法律案資料」より。
出所)『昭和財政史 昭和27-48年度』第6巻(租税), 40ページより作成。

45) シャウブ勧告では55%の最高税率が適用されるのは所得区分30万円超であったが、実際の1950年の所得税制改正では、55%の適用限界を30万円にするのは低すぎるということで、50万円超に変更されていた。(『昭和財政史 終戦から講和まで』第8巻(租税2・税務行政), 164-165, 175ページ, 参照。)

表18 所得税，富裕税の所得に対する負担率
(万円，%)

	ケースⅠ	ケースⅡ	ケースⅢ	ケースⅣ
財産価格	1,000	5,000	10,000	50,000
所得金額	100	500	1,000	5,000
所得税	36.7	50.2	52.6	54.5
富裕税	2.5	14.5	22.2	28.4
計	39.2	64.7	74.8	82.9

出所) 表17より作成.

は財産額が大きいほど有利になっている。つまり，ケースⅠ（財産1000万円）では7%程度の減少率であるが，ケースⅡ（財産5000万円）では20%，ケースⅢ（財産1億円）では22%，ケースⅣ（財産5億円）では23%という減少率になっているのである。ここからは，富裕税の廃止は所得税最高税率引き上げを伴っていたものの，富裕者とくに超富裕者の租税負担軽減という経済的利益を与えるものであったことがわかる。

なお，これは逆にいえば富裕税は，富裕者に対するある程度の所得税補完効果をもっていたことを示している。表18は，表17の数値をもとに富裕者（Ⅰ～Ⅳ）の所得に対する所得税と富裕税の負担率を示したものである。ケースⅡ～Ⅳでは最高税率55%ゆえに所得税負担率は50%台に停滞する。しかし富裕税の負担率14%，22%，28%が合算されて，両税を合わせると所得額に対して65%，75%，83%という高い率になっていたのである。もちろん実際の富裕者の所得税，富裕税の負担はこのように単純には計算できないが，こうした富裕税のもつ所得税補完効果には十分に留意する必要がある。

おわりに

シャープ勧告は所得税の総合的・包括的な累進課税を強調しつつ，最高税率引き下げによって高額所得層（富裕者）の納税協力を導き，合理的な税務行政遂行によって安定的な税収基盤を確保しようとした。そして，所得税最高税率引き下げによる富裕者の応能負担責任の緩和に対しては，合理的な税務行政と着実な資産捕捉を伴う富裕税によって十分に補完できると期待していた。

富裕税は3年度にわたって実施され，税収規模は小さいものの，富裕者の所有する純資産への課税によって一定の累進的・応能的負担を引き出していたことは否定できない。しかし，その一方で，預貯金資産の捕捉は全く不十分であり，富裕者の所有資産の完全な捕捉・評価による公平・公正な課税が実現できたとはいえない。シャープ勧告では，富裕税の徴収や課税資産捕捉については楽観的にとらえていたが，日本の税務行政の現実はそうではなかったのである。結局，富裕税は3年度で廃止されてしまった。

その意味では、この富裕税の廃止は、一面では確かに理念重視で理想主義的であったシャープ勧告の「理想論」の失敗であろう。しかし、他面では、それは、①富裕税は資産保有、貯蓄拡大への課税となり資本蓄積促進にとって望ましくない、②完全な資産捕捉は不可能であり、資産捕捉が不完全な下での富裕税は公平・公正な課税ができない、③富裕税は徴税コストの割には税収が上がらない、という当時の日本政府・大蔵省の「現実論」の反映でもあったのである。

参考文献

- 安宅敬祐 (2008) 「格差是正の税制 1～4」『自治研究』第84巻第1, 2, 4, 5号
- 池田勇人 (1999) 『均衡財政 附・占領下三年のおもいで』中公文庫 (初出は、実業之日本社, 1952年)
- 石倉文雄 (2005) 「富裕税創設の是非と効果」水野正一編『改訂版 資産課税の理論と課題』税務経理協会
- 梅田高樹 (1982) 「富裕税の創設とその終末」『税務大学校論叢』第15号
- 大浦一郎 (1978) 「富裕税に関する一考察」『明治学院論叢』261号
- 大蔵省編 (1949) 『財政金融統計月報』第2号
- 大蔵省主計局 (1950) 『国の予算』昭和25年度
- 大蔵省財政史室編 (1977a) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第7巻 (租税1)
- (1977b) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第8巻 (租税2・税務行政)
- (1978) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻 (統計)
- (1990) 『昭和財政史 昭和27-48年度』第6巻 (租税)
- 岸野悦朗 (2019) 「富裕税復活の可能性」『南山経済研究』第33巻第3号
- 神戸都市問題研究所編 (1983) 『戦後地方行政資料 別巻1 シャープ使節団日本税制報告書』, 勁草書房
- 国税庁編 (1954) 『国税庁統計年報書』昭和27年度
- 佐藤 進・宮島 洋 (1990) 『戦後税制史 (第二増補版)』税務経理協会
- 『日本経済新聞』1951年4月3日付. 1952年5月2日付. 1953年4月16日付.
- 林 健久 (1973) 「シャープ勧告と税制改革」東京大学社会科学研究所編『戦後改革 7 経済改革』
- 林 栄夫 (1958) 『戦後日本の租税構造』有斐閣
- 平田敬一郎・忠佐市・泉美之松編 (1979) 『昭和税制の回顧と展望』上巻, 大蔵財務協会
- 矢内一好 (2018) 「日本への富裕税再導入の可能性の検討」『税務事例』第50巻第9号
- 吉岡健次・兼村高文・江川雅司 (1984) 『シャープ勧告の研究』時潮社
- 渡辺喜久造 (1955) 『税の理論と実際—理論編—』日本経済新聞社
- (中央大学経済学部教授 博士 (経済学))